

(別添 3)

個人情報保護法施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）の訂正箇所

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
第四条 第一号	一 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号） <u>第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</u>	一 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号） <u>第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</u>
第四条 第十五号	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十六号	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十七号	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十八号	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第五条 第三号	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号） <u>第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）</u>	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号） <u>第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）</u>